

地域コミュニティの取組に関する調査（垂水市）

平成 26 年 8 月

○垂水市の概要

人口	16,507	人（校区当たり	118～8,348 人
世帯数	7,951	世帯（校区当たり	72～3,877 世帯
小学校区数	9	校区	
自治会等名称	振興会		
自治会等数	143	（単位当たり	4～250 世帯
自治会等加入率	96.08%		
行政区長委嘱制度	あり（行政事務委託契約）		
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	市内 9 地区の地区公民館		

○垂水市の取組

担当 部局	- 企画課地域政策係…地区ごとの地域振興計画策定、計画に基づく事業の支援等を所管。 - 市民相談サービス課…振興会（いわゆる自治会）に関する業務を所管。 - 教育委員会社会教育課…地域の活動拠点となる地区公民館の管理・運営に関する業務を所管。
取組 の 経 緯	- 垂水市と包括連携協定を結んでいる鹿児島大学の協力を得ながら、第 4 次総合計画を策定（計画期間は平成 20 年度～平成 29 年度）。策定にあたっては、地域住民も参画し、約 20 回の会合を実施した。 - 第 4 次総合計画の中で、概ね小学校区単位で設置されている地区公民館を地域づくりの拠点とすること、地区ごとに地域振興計画を定め、地域の特性を活かしたまちづくりを地域住民の手で進めるという方針が示され、平成 21 年度から取組を開始した。

○地区公民館

概要	「垂水市公民館の設置及び管理に関する条例」に規定されている社会教育法に基づく公民館。市内 9 地区に設置されている。9 地区は概ね小学校区と一致する。 - 地区公民館は従来から様々な地域の組織・団体で構成されており、地域でのネットワークがある程度できていた。そのため、地域コミュニティの取組を進めるにあたっては、新たな組織の立ち上げは行わず、地区公民館で地域振興計画の策定等の事業を実施することとした。
----	--

組織体制	- 館長、副館長、主事は全9地区に設置されており、すべての役職は地域住民から選出される。大野地区公民館以外の主事は公民館に常駐しており、教育委員会から報酬が支給されるが、他の役職はほぼボランティア。 - ほとんどの地区で部会制を採用している。部会の構成は各地区の実情に応じて様々である。
財源	- 地域振興計画の策定や計画に基づく事業を実施する場合に企画課から補助金が交付される（詳細は後述）。教育委員会からは運営経費の補助がある。 - その他の財源としては、ほとんどの地区で、振興会の会費と併せて地区公民館の会費も徴収している。

○地域振興計画

概要	- 各地区における地域づくりの考え方や地域の将来像を盛り込んだ計画。計画期間は10年としているが、見直すこともできる。 - 計画の策定にあたっては、まずモデル地区において取り組むこととし、平成21年度から大野地区で策定を開始。平成22年度に市内で最初の地域振興計画が完成した。 - 平成23年度以降、順次ほかの地区でも策定に取り組んでおり、平成27年度までにすべての地区で策定される予定。
策定の手順	- 最初に策定した大野地区では、初めての取組ということもあり、策定に1年以上を要したが、現在は、年度内に計画を完成させ、計画に基づいた事業を1つでも実施できるようにするという方針を採っている。 年度内に計画の実施まで行うことで、計画策定に携わった住民も手応えを感じることができ、役員が交代した場合の引継ぎもスムーズになるのではないかと考えている。 4月に地区公民館の運営委員会（総会）で計画策定について組織決定。その後、各団体の長等で構成される策定委員会を設置し、8回程度の会合を実施する。策定委員会においては、企画課職員が資料作成等の支援を行う。 - 策定委員会の前半では、住民アンケート等を基に地区の目標を決定。後半で目標を実現するための行動計画（だれが、いつ、何をする）を協議する。 - 策定委員会の中で、市の関係課長との意見交換の場を設けている。策定段階で行政も関わり、より実現性の高い計画の策定に努めている。

○行政の支援

財政的支援	・ 垂水市まちづくり交付金交付要綱を平成 23 年度に制定。以下のメニューにより支援を行っている。 地域振興計画策定交付金…計画策定に要する経費又は策定後の発表会の経費。 交付率 10/10、上限 20 万円 地域振興計画事業交付金…地域振興計画に掲げられている事業の実施に関する経費 ソフト事業：交付率 10/10、上限 30 万円 ハード事業：交付率 9/10、上限 70 万円 ・ 制度ができた当初は各地区に交付金の活用を呼び掛けていたが、本来、地区が主体となって交付金の活用を含めた事業内容を決定すべきであると考えているので、近年は特に呼び掛けは行っていない。 ・ 交付申請にあたっては、地域振興計画とは別に対象事業についての事業計画を改めて作成してもらい、地域振興計画のその部分に該当するのかを精査している。 ・ 財源はふるさと応援基金の寄付を積み立てたものを活用している。平成 24 年度については、鹿児島県からの補助金も活用した。
人的支援	・ 平成 20 年度から地域担当職員制度を実施。消防職員も含め、正職員はすべて対象。地域での仕事は勤務外として取り扱っている。地区からの要請で職員が動くという形を採っている。 ・ 地域担当職員の地域割りは地区公民館と同じ 9 地区を基本としているが、人口が集中している垂水地区はさらに 7 地区に分けている。 ・ 各地区にはリーダー、副リーダーを配置している。地区振興計画の策定の際には、おおむねどの地区でも地域担当職員が策定委員会のメンバーになるなどして関わっている。 ・ 原則として出身地区を担当するようにしているが、市外出身の職員などは出身者が少ない地区に割り振る等の調整を行っている。

○特色ある取組

・ 最初に地域振興計画策定に取り組んだ大野地区では、住民手作りの物産展「大野原（うのばい）いきいき祭り」や伝統行事である棒踊りの継承等、計画に基づき、住民主体で活発に活動している。平成 25 年には市外から定住した若者が理事長となり、地域振興等を目的とした NPO 法人「森人くらぶ」が設立され、地区公民館と連携した取組を行っている。

○取組の効果

- ・ 地域振興計画の策定に関わった役員の感想として、作業を通じて理想の将来について語り合えたことと、逆に見たくない将来についても見つめる機会になった、将来の課題について考えるきっかけになったという意見が寄せられた。
- ・ 計画を策定する前は、「自分たちの地域には何もない」と言っていた地区でも、取組を始めると様々な意見が出て、活発な議論が行われた。計画策定の取組が地域の再認識につながっている。
- ・ 計画書として目に見える形にすることで、市との協議の場など、様々な場面で活用することができる。

○今後の課題・展望

- ・ 高齢化により、一部の地域では、役員のなり手不足が生じている。ある地区では、振興会によって異なっていた役員の任期を2年に統一し、役員が1年交代とならないようにすることで、人材の育成、確保につなげようという動きもある。